



少額短期保険制度に係る経過措置について

平成29年9月1日

一般社団法人日本損害保険協会

1. 保険会社と少額短期保険業者の制度比較

平成16年12月に金融審議会金融分科会第二部会で取りまとめられた「根拠法のない共済への対応について」(以下、「平成16年報告書」。)を踏まえ、平成18年4月に施行された改正保険業法により、保険会社と異なる少額短期の保障のみを提供する新たな主体として、少額短期保険業者の制度が創設された。

保険会社と少額短期保険業者の制度の間には、以下をはじめとする差異がある。

	保険会社	少額短期保険業者
参入規制	免許制	登録制
最低資本金	10億円	1,000万円
事業規模	制限なし	制限あり (年間收受保険料50億円以下)
生損保の兼営	不可	可
取扱い可能な商品	制限なし	制限あり (例: 少額かつ短期の商品、掛捨てのみ)
保険金額	原則制限なし	制限あり (例: 損保1,000万円)
保険期間	制限なし	制限あり (損保2年/生保1年)
保険契約者保護制度	あり	なし

2. 少額短期保険制度について

● 「現状」(平成16年当時)

「根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進み、伝統的な共済と異なる形態のものが増加」
→ 「契約者などの保護の観点から問題がある等の指摘がある。」

- (「現状」を踏まえた)「公的な規制の対象とすべき範囲」
 - ・ 「構成員が真に限定されるものについては、(中略)その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足りる
 - ・ 「上記の範囲を超える根拠法のない共済については、構成員の自治による監督のみを理由に契約者などの自己責任を問うことが適当でない領域であって、契約者の保護などの観点から一定の規制が必要」

● 「新たな規制の基本的枠組み」

「契約者などの保護、保険会社との公正な競争条件、特定のニーズへの対応といった観点を総合的に勘案しつつ(中略)事業の特性を踏まえた規制を導入することについて検討する必要がある」

「保険会社の提供する商品と同様の商品が提供される場合には、基本的には保険業法の規制が適用されるべき」

「特定のニーズに対応した商品提供の担い手としての役割、事業規模・態様の多様性を踏まえると、(中略)保険会社と同様の規制を課すことは、好ましくない」

○ 「取扱い商品」

「一定の事業規模の範囲内で、保険期間が短期のものであって、保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動で生じる物損等の填補程度に留まる等少額短期保障のみの取扱いを行う事業者については、保険業法において、事業の特性を踏まえた一定の特例を設けて対応することが考えられる。」

理由

- ・ 「現行の保険会社と異なり、事業者は通常生命保険契約で見られるような長期契約に伴うリスクや損害保険契約で生じ得る巨大なリスクの引受けを行うものでないこと」
- ・ 「契約者側も長期の契約継続を前提としておらず、事業者の破綻等の場合に生じる損失が限定されるのであれば、契約内容や事業者の財務状況についての適切な情報開示が行われることを前提に契約者などの自己責任を問うことも可能であると考えられること」

※ 「 」内は平成16年報告書からの引用。

3. 経過措置について

「既存の事業者についての対応」

● 「移行期間中の規制の枠組み」

「既存の共済事業者で事業を継続する者は、(中略)少額短期保障事業者又は保険会社として事業を行うための登録、免許等を受ける必要がある。」

登録、免許等を受ける

- ・「少額短期保障事業者又は保険会社のいずれを目指すにせよ、(中略)円滑な移行のための一定の猶予期間(移行期間)が必要」
- ・「その後は取扱い商品の内容に応じて、商品内容の確認、一定の基準に基づいた責任準備金の積立等及び財務状況の開示、資産運用規制、財務規制、保証金の供託を含めた契約者などの保護のための仕組みが適用される。」

● 「激変緩和措置」

「規制の枠組みが大きく変更されることを踏まえ、移行期間終了後も更に、(中略)激変緩和措置を設け、円滑な移行に一層配慮することが考えられる。」

激変緩和措置

「既存の事業者についての特例として、一定の期間(例えば5年程度)に限り、保険金が高額でないものに限った上で、再保険等により保険会社にリスク移転が行われる場合は、少額給付の範囲を超える保障についても少額短期保障事業者と同様の規制の枠組みの中で業務を行えることとする時限措置を設けることが適当」

適用期間：平成18年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間の延長を経て通算12年間)

● 「時限措置終了後の事業のあり方」

- ① 「特にニーズの強い分野に特化して少額短期保障事業を継続」
- ② 「他の保険会社等の商品に自ら組成する少額短期保障商品を上乘せ」
- ③ 「保険会社の免許を取得し幅広い商品を提供する」

※「 」内は平成16年報告書からの引用。

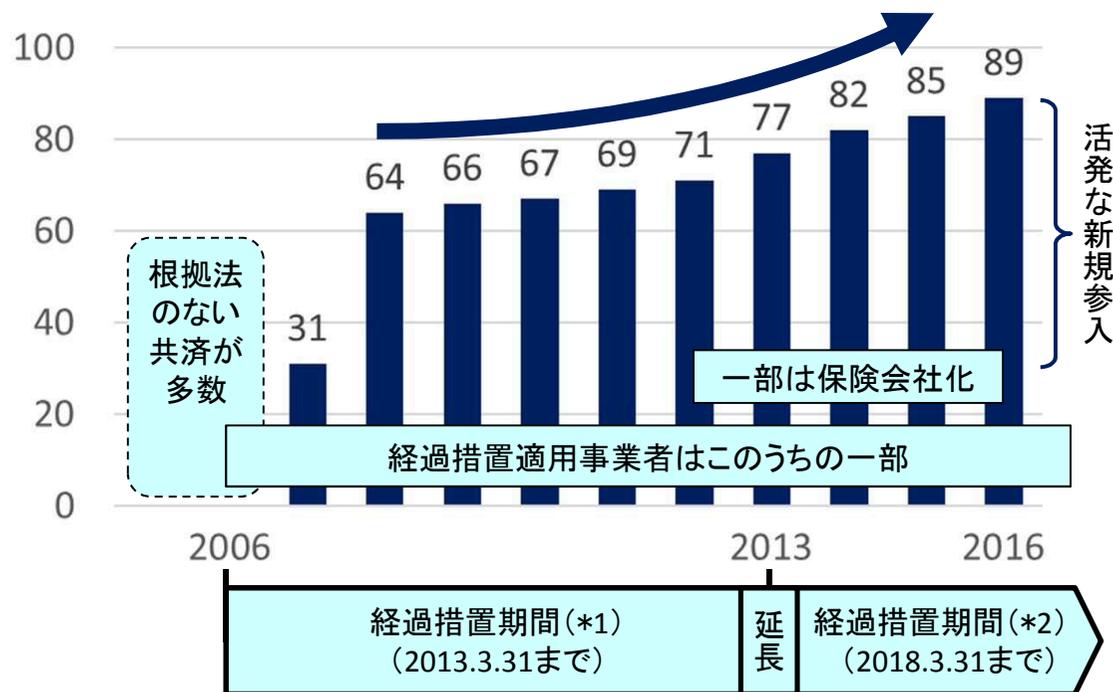
4. 少額短期保険業界の状況について

少額短期保険業者は、活発な新規参入により増加を続けており、また、特定のニーズに対応した商品の提供により顧客の支持を獲得している。

制度創設の趣旨が狙い通り実現できていると評価している。

● 日本少額短期保険協会 会員数の推移

「2016年度 少額短期保険業界の決算概況について」等を基に作成



*1: 損保商品は5千万円が上限 *2: 損保商品は3千万円が上限

● 少額短期保険業者が提供しているユニークな保険商品(例)

- チケットガード保険
- レスキュー費用保険
- 自動車部品保険
- 医療福祉従事者向け感染症保険
- 認知症保険

<ご参考>

- 「おもしろミニ保険大賞」コンテスト (日本少額短期保険協会)

5. まとめ

